

## 海田町公共建築物等木材利用促進方針

平成 24 年 9 月 28 日策定

### 第 1 趣旨

この方針は、海田町内の公共建築物等の整備において木材の利用を促進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共建築物における木材利用の利用促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号）及び広島県公共建築物等木材利用促進方針（平成 22 年 12 月 13 日制定）に即して必要な事項を定めるものである。

### 第 2 目的

この方針によって、町内公共建築物等の木造化・木質化等を促進することにより、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とする。

### 第 3 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

本町において木材の利用を促進すべき公共建築物等は、広く町民の利用に供される公共性の高い建築物をいい、当該建築物を整備する者は経済性に配慮しつつ、可能な限り木造化に努めるものとする。

### 第 4 町が整備する公共建築物等への木材利用促進の目標

#### 1 公共建築物等の木造化

町が公共建築物を整備する場合は、次に掲げるものを除き、高さ 13m 以下かつ延べ床面積が 3,000 m<sup>2</sup> 以下の建築物及びこれに付属する工作物は、木造化に努める。

- （１）建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- （２）施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- （３）その他、木造化することが困難な理由があるもの。

#### 2 内装等の木質化

町が整備する公共建築物等について、内装の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装の木質化を推進するものとする。

### 第 5 その他木材利用の促進に必要な事項

木材の利用にあたっては、計画・設計から施工・維持管理に至る全プロセスにおいて、効率的な事業の実施に取り組み、建設・維持管理コストの縮減に取り組む。

附 則

この基本方針は，平成 24 年 10 月 1 日より施行する。